

園芸施設共済



重大な気象災害等により被災した園芸施設の復旧等を支援する「被災農業者向け経営体育成支援事業」の実施は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。

国の災害対策の基本は**園芸施設共済**です。

《農林水産省》

園芸施設共済への加入

所有または管理するハウスの合計面積が**1 アール以上**（ガラス室は0.5 アール以上）であれば加入できます。なお、他の共済目的で組合員になっている方は設置面積にかかわらず加入できます。

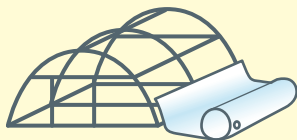
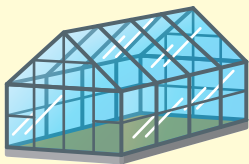


園芸施設共済の対象

特定園芸施設への加入を基本に、それぞれを組み合わせる加入することができます。

特定園芸施設（本体＋被覆材）

内部で農作物を栽培するための、プラスチックハウス、ガラス室、雨よけ施設、多目的ネットハウス



施設内農作物

施設内で栽培されている果菜、葉菜、花卉の生産費用
施設内農作物の加入は次の2とおりの加入を選択できます。

- 自然災害と病虫害を対象
- 自然災害のみ（病虫害事故除外）を対象



撤去費用

ハウス本体・附帯施設の解体や廃材の撤去・処分に要する費用



附帯施設

暖房施設、換気施設、かん水施設、自動制御施設、カーテン設備、養液栽培施設、くるくる巻上機 など



復旧費用

特定園芸施設（本体）（附帯施設も加入した場合は附帯施設を含む）

※復旧費用の共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合に、復旧費の領収書等（被覆材は除く）を基に支払います。復旧の期限は特別な事情の無い限り事故発生から1年以内です。

※撤去費用の共済金は、被災施設を撤去した場合

- ①施設本体（被覆材は除く）の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える損害
- ②本体撤去費の撤去業者の領収書等の金額が100万円を超える損害

のいずれかに該当する場合、本体撤去費（本体の養生費、解体費、基礎撤去等の取り壊し費用等）の領収書等を基に支払います。撤去の期限は特別な事情の無い限り事故発生から1年以内です。

一括加入制

「ハウスが複数ある場合は、その全てを加入することが必要です。」加入の組み合わせやオプションの選択方法についても、全てのハウスについて同じ組み合わせ・オプションで加入いただくことになります。
※条件により除外可能

共済責任期間（補償期間）

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。（末被覆期間も含む）

※条件により短期加入可能

自動継続特約

自動継続特約を付けた場合、毎年、継続加入の更新時期までに「加入申込書兼変更届出書」により契約内容を確認させていただき、継続加入更新時に加入者からの解約の意思表示がないときは、継続加入の申込みがあったものとして取り扱わせていただきます。

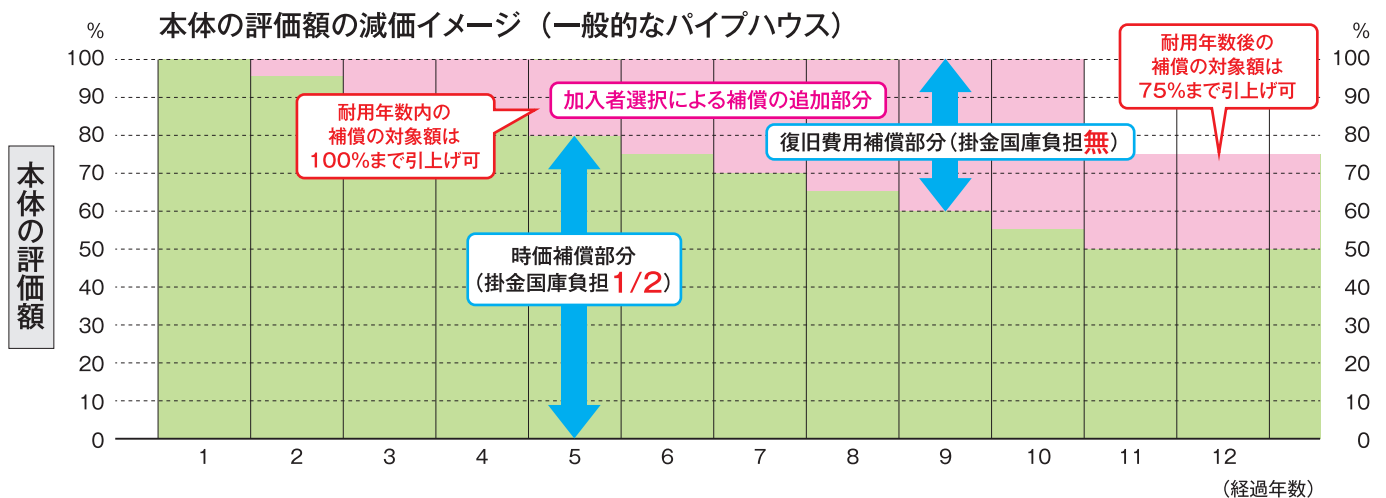
※必要書類への押印は必要となります。

支払の対象となる災害（共済事故）



補償の対象額（評価額（共済価額））

補償の基礎となる共済価額は減価割合を反映した時価額です。ただし、被覆材を除く施設本体、附属施設については、加入時に「復旧費用」を選択する事により耐用年数内であれば100%まで、耐用年数後の場合は75%まで引上げることができます。



補償される金額（共済金額）

補償割合（付保割合）を**最低40%から最高80%**の範囲で選択できます。

共済価額	ハウス本体	の時価額	共済金額	ハウス本体	の補償額
	被覆材	の時価額		被覆材	の補償額
	附属施設	の時価額		附属施設	の補償額
	施設内農作物	の価額		施設内農作物	の補償額
	撤去費用	の価額		撤去費用	の補償額
	復旧費用	の価額		復旧費用	の補償額

補償割合（付保割合）
最高80%まで

掛金

$$\text{組合員負担額合計掛金} = \text{共済金額} \times \text{危険段階別共済掛金率} \times \frac{1}{2} + \text{賦課金}$$

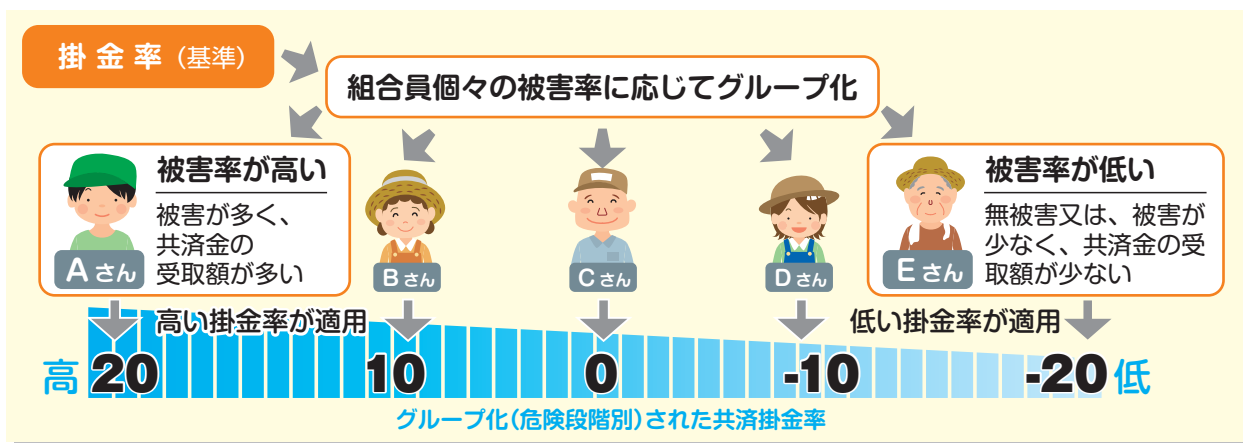
ポイント 掛金の半分以上を国が負担します。（共済金額の合計が1億6,000万円まで）

※ただし、復旧費用は国の負担がありません。

ポイント 組合員負担額合計掛金は税金の控除対象となります。

ポイント 危険段階別共済掛金率を導入しています。

過去の被害率によって組合員または施設区分ごとに掛金率を設定しています。



共済金の計算方法

1 事故1棟ごとに、損害額が選択した小損害不填補の基準を超えたときに共済金をお支払いします。

選択できる共済金支払の対象となる基準

- ① 損害額が 3 万円又は共済価額の 5 % のいずれかを超える場合
- ② 損害額が 10 万円を超える場合
- ③ 損害額が 20 万円を超える場合
- ④ 損害額が 50 万円を超える場合（令和元年 9 月から適用）
- ⑤ 損害額が 100 万円を超える場合（令和元年 9 月から適用）

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

※第三者行為による賠償金やハウスの残存物価額がある場合は、損害額からこれらの金額を控除した金額が損害額になります。

損害額 … 損害額は、損害評価の結果算定される次の金額の合計額です。

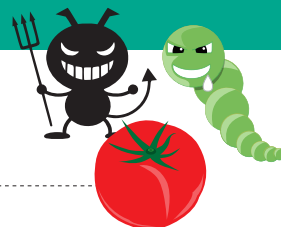
損害額	ハウス本体の時価額	×	損害割合		
	被覆材の時価額	×	損害割合	×	(100%－自然消耗割合)
	附帯施設の修繕費	×	時価現存率		
	施設内農作物の価額	×	損害割合	×	(100%－分割割合)
	撤去費用の価額	×	損害割合		※分割割合は病虫害に適用します。
	復旧費用の価額	×	損害割合		

※分割割合は病虫害に適用します。

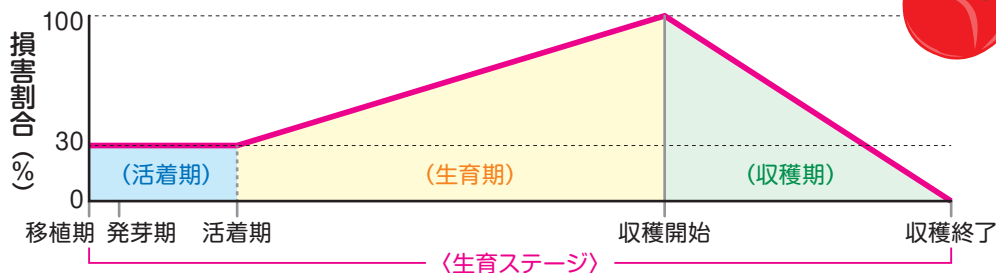
※他の保険・共済契約がある場合…複数の「保険・共済」（以下「共済等」という。）と契約がされている共済の目的に損害があった場合、それぞれの共済等から「保険金・共済金」（以下「共済金等」という。）が支払われますが、支払われる共済金等の合計額が損害の額を超えてお支払いすることはできません。そのため、共済金等のお支払いはそれぞれの共済等の契約先どうして、合計の共済金が損害額と一致するように調整分担をして支払うこととなっています。

施設内農作物の損害評価方法

損害割合の算出は、生育ステージを考慮した既経過日数割合と
損傷程度別による損害程度割合及び栽培割合によって算出します。



損害割合算出方法
概念図



損害割合は、**活着期の場合（全損の場合のみ）** $30\% \times \text{栽培割合}$

次のように

算出されます。

生育期の場合

$$(30\% + 70\% \times \frac{\text{生育経過日数}}{\text{標準生育日数}}) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

**収穫期の
場合**

**野菜・花き類
の場合**

$$(100\% - 100\% \times \frac{\text{既収穫日数}}{\text{標準収穫日数}}) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

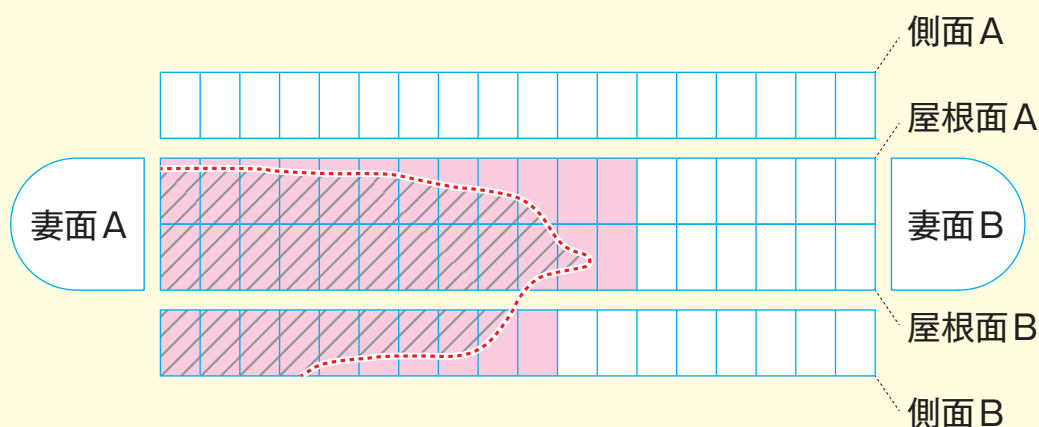
鉢物類の場合

$$(100\% \times \frac{(\text{総鉢数} - \text{出荷鉢数})}{\text{総鉢数}}) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

- ①標準生育日数、標準収穫日数は施設内農作物の種類ごとに栽培実態に応じて基準が設定されています。
標準生育日数とは、活着した時から収穫開始直前までの日数をいい、標準収穫日数とは、通常の肥培管理をした場合の
収穫開始から収穫完了までの日数をいいます。
- ②損害程度割合は、損傷の程度により20%刻みで割合を設定しています。
- ③栽培割合は施設園芸用の施設の設置面積に対しての施設内農作物の栽培面積をいいます。
- ※病虫害事故は分割割合が適用となります。

パイプハウス・プラスチックフィルムの損害評価例

損害評価例



- ▲上図の の内側が被害を受けた場合、 を被害部分として評価します。
- また、共済責任開始日からの経過月数に応じた自然消耗割合が適用されます。

被覆物の破損（本体の損壊）割合に応じて損害額が算定されます。

時価額に対する補償ですので**損害額＝修理費（見積書等の額）**とはなりません。

特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率表

施設区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス							附帯施設
	I 類 木造 10型	II 類 鉄骨 20型	I 類 木竹 30型	II 類 パイプ 40・80型	III類 鉄骨下 50・80型	IV類 鉄骨中 61・62型	V類 鉄骨上 70型	VI類 多目的ネット 90型		
1年未満	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	
1年以上 2年未満	90 %	96 %	90 %	95 %	96 %	96 %	96 %	96 %	93 %	
2年以上 3年未満	80 %	92 %	80 %	90 %	92 %	92 %	92 %	92 %	86 %	
3年以上 4年未満	70 %	88 %	70 %	85 %	88 %	88 %	88 %	88 %	79 %	
4年以上 5年未満	60 %	84 %	60 %	80 %	84 %	84 %	84 %	84 %	72 %	
5年以上 6年未満	50 %	80 %	50 %	75 %	80 %	80 %	80 %	80 %	65 %	
6年以上 7年未満	以下同じ	76 %	以下同じ	70 %	76 %	76 %	76 %	76 %	58 %	
7年以上 8年未満		72 %		65 %	72 %	72 %	72 %	72 %	50 %	
8年以上 9年未満		68 %		60 %	68 %	68 %	68 %	68 %	以下同じ	
9年以上 10年未満		65 %		55 %	65 %	65 %	65 %	65 %		
10年以上 11年未満		62 %		50 %	62 %	62 %	62 %	62 %		
11年以上 12年未満		59 %		以下同じ	59 %	59 %	59 %	59 %		
12年以上 13年未満		56 %			56 %	56 %	56 %	56 %		
13年以上 14年未満		53 %			53 %	53 %	53 %	53 %		
14年以上		50 %			50 %	50 %	50 %	50 %		50 %

復旧費用における時価現有率に応じた率表

施設区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス							附帯施設
	I 類 木造 10型	II 類 鉄骨 20型	I 類 木竹 30型	II 類 パイプ 40・80型	III 類 鉄骨下 50・80型	IV 類 鉄骨中 61・62型	V 類 鉄骨上 70型	VI 類 多目的ネット 90型		
1年未満	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
1年以上 2年未満	10%	4%	10%	5%	4%	4%	4%	4%	7%	
2年以上 3年未満	20%	8%	20%	10%	8%	8%	8%	8%	14%	
3年以上 4年未満	30%	12%	30%	15%	12%	12%	12%	12%	21%	
4年以上 5年未満	40%	16%	40%	20%	16%	16%	16%	16%	28%	
5年以上 6年未満	25%	20%	25%	25%	20%	20%	20%	20%	35%	
6年以上 7年未満	以下同じ	24%	以下同じ	30%	24%	24%	24%	24%	42%	
7年以上 8年未満		28%		35%	28%	28%	28%	28%	25%	
8年以上 9年未満		32%		40%	32%	32%	32%	32%	以下同じ	
9年以上 10年未満		35%		45%	35%	35%	35%	35%		
10年以上 11年未満		38%		25%	38%	38%	38%	38%		
11年以上 12年未満		41%		以下同じ	41%	41%	41%	41%		
12年以上 13年未満		44%			44%	44%	44%	44%		
13年以上 14年未満		47%			47%	47%	47%	47%		
14年以上		25%			25%	25%	25%	25%		

プラスチックフィルム等の被覆経過割合表

一般軟質フィルム

(農ビ・一般農PO)

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	50%
2年以上	25%

耐久性軟質フィルム

(耐久農ビ・耐久農PO)

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	71%
2年以上 3年未満	50%
3年以上 4年未満	35%
4年以上	25%

(被覆経過年数10年)

耐久性硬質フィルム

(シックスライト・エフクリーン等)

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	79%
2年以上 3年未満	63%
3年以上 4年未満	50%
4年以上 5年未満	40%
5年以上 6年未満	31%
6年以上	25%

(被覆経過年数10年・15年・17年・20年)

耐久性合成樹脂板

(アクリル板)

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	84%
2年以上 3年未満	71%
3年以上 4年未満	60%
4年以上 5年未満	50%
5年以上 6年未満	42%
6年以上 7年未満	35%
7年以上 8年未満	30%
8年以上	25%

プラスチックフィルム等の自然消耗割合

- 被害の発生時期により自然消耗割合が適用されます。
- 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆開始日から自然消耗割合が適用されます。

一般軟質フィルム (農ビ・一般農PO)

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任開始日から3ヶ月まで
12%	共済責任開始日以後4ヶ月から6ヶ月まで
25%	共済責任開始日以後7ヶ月から9ヶ月まで
37%	共済責任開始日以後10ヶ月から12ヶ月まで

耐久性軟質フィルム (耐久農ビ・耐久農PO)

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任開始日から6ヶ月まで
14%	共済責任開始日以後7ヶ月から12ヶ月まで

100m² 当たりの共済金額と組合員負担掛金の目安

●時価現存率100%・被覆経過割合100%・危険段階区分0・付保割合80%・責任期間12ヶ月の場合

※共済金額及び組合員負担掛金は、特定園芸施設の経過年数や被覆材等により変わります。

※賦課金（共済金額1万円当たり6円～15円）

ガラスⅡ類

ガラス／鉄骨 型式 20-7

補償範囲 本体のみ

共済金額	掛 金	596円
1,490,000円	賦課金	894円
	合 計	1,490円

プラスチックⅡ類

軟質フィルム(2543)／パイプ 型式 40-1

補償範囲 本体＋被覆材

共済金額	掛 金	3,604円
255,000円	賦課金	382円
	合 計	3,986円

プラスチックⅢ類

軟質フィルム(2543)／鉄骨 型式 50-2

補償範囲 本体＋被覆材

共済金額	掛 金	2,409円
339,000円	賦課金	508円
	合 計	2,917円

プラスチックⅣ類 甲

軟質フィルム(2543)／鉄骨 型式 61-3

補償範囲 本体＋被覆材

共済金額	掛 金	901円
696,000円	賦課金	1,044円
	合 計	1,945円

プラスチックⅣ類 乙

硬質フィルム(3601)／鉄骨 型式 62-3

補償範囲 本体＋被覆材

共済金額	掛 金	721円
819,000円	賦課金	1,228円
	合 計	1,949円

プラスチックⅤ類

合成樹脂(6112)／鉄骨 型式 70-2

補償範囲 本体＋被覆材

共済金額	掛 金	1,724円
1,296,000円	賦課金	1,036円
	合 計	2,760円

プラスチックⅥ類 雨よけ

軟質フィルム(2543)／鉄骨 型式 80-3

補償範囲 本体＋被覆材

共済金額	掛 金	1,329円
212,000円	賦課金	318円
	合 計	1,647円

プラスチックⅥ類 雨よけ

寒冷紗(8115)／鉄骨 型式 80-21

補償範囲 本体＋被覆材

共済金額	掛 金	1,229円
196,000円	賦課金	294円
	合 計	1,523円

プラスチックⅦ類 多目的ネット

多目的ネット(8612)／鉄骨 型式 90-1

補償範囲 本体＋被覆材

共済金額	掛 金	494円
60,000円	賦課金	90円
	合 計	584円

こんな時は共済金は支払われません

- 1事故1棟ごとに損害額が選択した小損害不填補の基準を超えない場合
- 自然消耗による損害
- 附帯施設の故障（劣化など共済事故以外の原因によるもの）
- 通常すべき管理、損害防止の義務を怠って生じた損害
- 損害発生のお知らせを怠った場合や不実のお知らせをした場合
- 故意もしくは重大な過失による損害
- 盗難による損害（いたずら等的人為的損害を含みます）
- 施設内農作物の生理障害、連作障害、薬害等

被害が発生した場合やハウスに異動がある場合、速やかに神奈川県農業共済組合へご連絡ください。

ご加入しているハウスに被害が発生した場合、施設内農作物に病虫害の兆候が現れたときは、速やかに組合までご連絡ください。**被害発生のお知らせがない場合や遅れた場合には、共済金の一部または全部について支払ができない場合があります。**

被害確認が済む前にビニールやパイプ等を取り替えた場合、被害の確認ができるように被害ビニール・パイプ等は、必ず圃場に残しておいてください。

ハウスに異動（譲渡、移転、解体、増改築、構造又は材質の変更、共済事故以外の原因による破損又は滅失）がある場合や、被覆期間の変更、他の保険への加入、施設内農作物の種類又は栽培期間の変更をしたときは、ご連絡ください。

金融商品販売法に係る重要事項説明書

●農家の皆様へ

農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の２段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払い込みが遅れた場合。
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項の説明書の了承は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただいたものといたします。

●個人情報の取扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という。）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

お問い合わせは、神奈川県農業共済組合へ

■本 所

〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2

TEL：0463-94-3211 FAX：0463-92-5830

所管区域

鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・寒川町・海老名市・綾瀬市
厚木市・座間市・愛川町・清川村・平塚市・秦野市・大磯町
二宮町・伊勢原市・横浜市・川崎市・横須賀市・葉山町・三浦市
逗子市

■西部支所

〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2

(足柄上合同庁舎内 第2別館3階)

TEL：0465-82-0138 FAX：0465-82-8031

所管区域

小田原市・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・
松田町・山北町・開成町

■北部出張所

〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1

TEL：042-784-8500 FAX：042-784-6180

所管区域

相模原市